内閣衆質一四五第四六号

平成十一年九月十四日

国 務 大 臣 内閣総理大臣臨時代理

野 中 広

務

衆 議 院 議長 伊藤 宗 一 郎 殿

衆議院議員上原康助君提出沖縄県における旧日本軍による強制接収用地に関する質問に対し、 別紙答弁書

を送付する。

衆議院議員上原康助君提出沖縄県における旧日本軍による強制接収用地に関する質問に対する

答弁書

一について

昭和五十三年四月十七日、衆議院予算委員会において大蔵省が提出した「沖縄における旧軍買収地につ

いて」(以下「大蔵省報告書」という。)で記述されているとおり、 直接の戦闘が行われた沖縄 本島 の旧

軍買収地については、 戦時中旧軍が買収したことを証する直接的な資料は発見されていない が、 旧陸海 軍

の軍 用地買収手続あるいは代金の支払方法等に関する資料は発見されていること、 旧軍が一 買収したという

旧 軍 関係者、 旧官公署関係者及び 旧地主等の陳述があること、 旧国家総動員法に基づき強制収用されたと

する証拠は全く見当たらないこと等から、 私法上の売買契約により正当な手続を経て国有財産になったも

のと判断されているところである。

また、 嘉手納飛行場における旧軍買収地に関しては、平成七年四月二十五日の最高裁判所の判決によ

り、国有財産であることが認められた。

なお、 大蔵省報告書に係る御指摘の証拠資料については、 昭和五十三年六月十六日に提出しているとこ

ろである。

二について

一についてで述べたとおり、 直接 の戦闘が行われた沖縄本島の旧軍買収地については、 買収したことを

証する直接的な資料が発見されていないことから、 御指摘の「①氏名、 性別及び生年月日、 ②本籍及び現

住所、 ③地目及び地番、 ④筆数及び面積」については、これを明確にすることは困難であるが、「⑦特に

売買契約の有無、 ⑧土地代、 補償金等の支払の有無」については、一についてで述べた理由から、 私法上

の売買契約に基づいて土地代金が支払われたものと判断されているところである。

級及び氏名等」 については、 旧軍買収地が旧国家総動員法に基づき強制収用されたとする証拠は全く見当

たらない。

また、

「⑤接収の時

期、

6

接収目的及びその方法」

及び

「⑩土地を接収した担当部隊、

その責任者

の階

なお、「⑨支払方法及びその手続きの内容」については、 大蔵省報告書で記述されているとおり、 旧海

軍は 旧沖縄県の吏員に出納官吏を兼務させた上で当該吏員から、 旧陸軍はその担当官から、代金を受領代

理人の市町村長に支払い、 市町村の吏員が各人ごとに支払を行ったものである。

三について

財産 についてで述べたとおり、 になったものと判断されていることから、 沖縄. 本島 \mathcal{O} 旧 軍 買 旧地主の方々にこの点についての御 収 仏地は、 私法 上の売買契約により正 理解を頂きたいと考え 当な手続を経 て国

ている。

四について

当たっては、

地元

の土地

利

用計画を尊重しつつ、

沖縄振興開発特

別措置法

昭昭

和四

十六年法律第百三十一

旧 読 谷飛行場内の国有地は、 沖縄の振興開発にとって貴重な財産であると考えられるので、 その活用に

号) 及び 沖縄県に お ける 駐 留軍 甪 地 の返還に伴う特別措置に関する法律 (平成七年法律第百二号) の趣旨

を踏まえて対処してまいりたい。

五について

告、 が 明らかになった土地については、 大蔵省報告書で記述されているとおり、 指令に基づき、 各市町村ごとに組織された土地所有権委員会によって進められ、 各市 町村長から当該土地所有権者に対し、 沖縄本島の土地所有権認定作業は、 米国 土地所有権証明書が交付さ 軍政府及び民政府の布 その結果、 所有 権

れている。 国有地 については、 米国民政府琉球財産管理官が管理することとなっていたので、 国有 地 に係

兀

る土 地 所 有 権 証 明 書 は、 各 市 町 村 長 から 同 管理官に交付されたものである。 この土地 所有権認定作 業 を通

じて所有権に争い が ある場合には、 調停 制 度や巡回 「裁判制度により所有権を確定することとされ、 その旨

あらかじめ周知されていた。

米国軍政府及び民政府の施政下とはいえ、このような手続の下で行われた土地所有権認定作業は、 十分

信頼できると考える。

7 ずれにせよ、 沖縄本 島 の旧軍買収地については、 可能 な限りの 調査を実施 した結果に基づき、 私法上

の売買契約に より正当な手続を経て国有財産 になったものと判断されていることを御理解 頂きたい。

なお、 政府としては、 今後とも、 沖縄 \mathcal{O} 振 興開 発に努める所存であり、 沖縄 振興開 発特 莂 措 置法 及び沖

縄県における駐留軍 甪 地 の返還に伴う特別措置に関する法律 の趣旨を踏まえて適切に対処してまいりた

\ \ \